2025　上場ガイドブック（TOKYO PRO Market 編）2025 年 12 月改訂版　新旧対照表

2025 年 12 月

TOKYO PRO Market 編

ページ	新（2025 年 12 月改訂版）	旧（初版）
26	（２）　Ｊ―ＱＳの認定の申請日から遡って５年間においてコーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して３年以上有している又はこれと同等以上の経験を有している者であること	（２）　Ｊ－ＱＳの認定の申請日から遡って５年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して３年以上有している者であること
42	Q28：コーポレート・ファイナンス助言業務の経験に関する要件において、どのような場合に「同等以上の経験がある」と認められるのでしょうか。 A28：たとえば、申請日から遡って５年間においては３年弱の経験しか有さないものの当該期間の直前まで数年にわたりコーポレート・ファイナンス助言業務を継続的に行っていたような場合や、直近での経験は乏しいものの過去十数年以上の経験があり、かつ J-Adviser 業務遂行にあたり必要な最新の上場制度等の知識を有していると面談等を通じて認められる場合には、「同等以上の経験がある」と認められる可能性があります。その他の場合についても、過去の経歴や知見等を踏まえて総合的に判断します。	（新設）
133	（Ｊ―ＱＳの適格性） 第309条　Ｊ―ＱＳは、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。 （１）　（略） （２）　Ｊ―ＱＳの認定の申請日から遡って５年間においてコーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して３年以上有している又はこれと同等以上の経験を有している者であること （３）～（９）　（略）	（Ｊ―ＱＳの適格性） 第309条　Ｊ―ＱＳは、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。 （１）　（略） （２）　Ｊ－ＱＳの認定の申請日から遡って５年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して３年以上有している者であること （３）～（９）　（略）

以上